

弟子屈町特記仕様書

1・工事名	中央源泉発電設備工事
2・工事場所	弟子屈町中央1丁目
3・工事期間	契約の翌日より令和7年1月22日までとする。
4・工事範囲	<p>バイナリー発電機2基設置他機械設備工事一式 別紙図面および本特記仕様書に記載されている工事とし、 工事監督員の指示に従い施工するものとする。</p> <p>バイナリー発電機は弟子屈町の気象条件で通常安定稼働(性能の維持及び15年以上の稼働を見据え必要となるメンテナンス等による稼働停止を含め年間90%以上の稼働率とする。ただし、稼働できない理由が発電に使用する温泉水の供給に起因する場合は除く。)が可能であることとし、国産で迅速な修理・調整等のメンテナンスが可能な製品とするが、品質且つ、メンテナンスに要する価格・工期が国産の製品と同等以上の場合には、海外の製品も可とする。</p> <p>発電を利用する温泉水は116°C・500ℓ/分とし、発電のための熱利用後の温泉水の温度は90°Cとする。</p> <p>発電量は外気温10.2°Cの場合に、43.4kW以上の発電が可能なものであること。</p> <p>受配電盤は、本工事敷地に将来建設される複合施設の電気設備が完成するまでは、商用電力を受電し、複合施設の電気設備が完成後、複合施設からの受電が可能なものとする。</p>
5・提出書類等	<p>原則弟子屈町建築工事関係書類作成要領及び様式集によるものとする。</p> <p>○着工時</p> <p>着工届、工事工程表、現場代理人等指定通知書、現場代理人経歴書、資格証明写し、建退共掛金収納書、中小企業退職金加入証明書、下請負人選定通知書、健康保険・厚生年金保険及び雇用保険加入者名簿、元請会社施工体制台帳、社内検査員選定通知書、前払金交付申請書(ある場合)、その他監督員の指示するもの。するもの。</p> <p>○着工後から完了まで</p> <p>施工計画書(随時)、工事旬報(随時)、下請負人選定通知書(随時)、施工体制台帳(随時)、段階確認願(監督員検査)(随時)、材料搬入簿、各種試験成績書、品質証明書、出荷証明書、工事工程真、社内検査実施結果報告書(写真添付)、完成図書(A3・2つ折り製本・3部、A2・2つ折り製本・1部)、工事完成通知写真、完成写真書(完成写真・着工前写真添付、2通)、工事受渡書(2通)、安全関係書類、その他監督員の指示するもの。(完成図面・工程写真・完成写真はデーターでも納入すること)</p> <p>○成果品提出書類は、A4フラットファイル又はA4チューブファイルに綴り、折りたたみコンテナー(CF-S51NR)(同等品)に収納し納品すること。 チューブファイル等1冊で納品する場合は、そのままとする。</p> <p>○鍵等の引き渡しがある場合は、基本的に完成検査時に行うものとし、キーボックス(CKB-16を標準とする)に部屋番号通りに整理し、引き渡すものとする。マスターキーについては、7戸以上の共同住宅、その他施設新築時に必要なものとし、小規模な施設については、監督員との協議とする。</p> <p>・本工事に使用する主要資材及び北海道認定リサイクル製品を使用するよう務めること。</p> <p>・本工事の資材等に係る循環物品等の調達は、北海道グリーン購入基本方針に基づく平成19年度循環物品等調達方針により行うよう努めること。</p>

6・注意事項

- ・木材又は、木材を原料とする資材を使用する場合は、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。また、木材の合法性の証明は、「木材・木材製品の合法性、接続可能性の証明のためのガイドライン」(平成19年2月林野庁)に準拠し、資材搬入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工事完了年度から起算して5年間保存すること。
- ・請負人は、工事施工において、自ら立案施工した創意工夫や技術力に関する事項について工事完了時までに所定の様式により提出することができる。
- ・自主施工期間中は、低温時の施行により品質管理上支障の起こす恐れのない工種は、これを積極的に活用できる。ただし、支障の起こす恐れのある次の工程は、工法等を監督員と十分協議の上、施工すること。
<工種>
コンクリート、屋外防水、屋上防水、タイル、左官、塗装、緑化工事その他これらに類する工事
- ・工事標識は、速やかに公衆の見やすい場所に必ず設置すること。
- ・施工中の安全確保を徹底し、安全管理に十分注意すること。
- ・施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、過積載又は過労運転の防止等に努めること。
- ・近接の敷地で、他の工事も施工されていることから 現場での打合せを十分に実施し 円滑に工事を施工すること。
- ・工事工程写真は、「北海道建設部建築整備室営繕工事記録写真撮影要領」に従い撮影すること。
- ・図面及び特記仕様書に記載されていない項目は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(最新版)及び、北海道土木工事共通仕様書(最新版)によるものとする。
- ・工事の施工にあたっては、使用者の都合により施工時期や施工時間に制約が伴うことがあるので、監督員と十分協議の上、施工すること。
- ・本工事は施設の使用を中止せずに、工事を行う予定なので、施工区域については監督員との打合せにより明確し、関係者以外の進入を防ぐ処置を行うものとする。
- ・仕上げ材、下地材・塗装材等はF☆☆☆☆表示品同等品以上を使用すること。
- ・その他の使用部品・部材についてはJIS・JASマーク認定品以上の物を使用すること。
- ・建設廃材、工事発生材の処理は、建設リサイクル法等の関連法規に則り、適切に処理すること。
- ・建設機械を使用する場合は排出ガス対策型を使用し、かつ、低騒音型の使用に努めること。
- ・その他、特殊な工程・材料の使用については、監督員との協議とする。
- ・工事での必要な官公庁への届出・許可申請は一切を請負者が適切な時期に提出するものとする。
- ・「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」(平成19年法律第66号)に基づき、保険への加入又は保証金の供託を行うものとする。

7・解体工事又は解体工事を含む場合について

1)工事範囲について

- ・建物の基礎、上屋等を解体し敷地外に撤去すること。
- ・産業廃棄物は適切な産業廃棄物最終処理許可業者の処分場へ搬出し、適切に処理すること。
- ・解体材の搬出完了後は整地をすること。
※ 上記によらない場合は、必ず監督員と協議し承諾をうけること。
- ・解体対象建築物に付属する水道・下水・浸透井・電気・電話等の設備施設の撤去は、工事に含むものとする。
- ・既設建物から配線されている電線等は、解体前に必要な処置及び手続きをしてから切断すること。
- ・水道管・排水施設・その他埋設物を施工前に確認し、水道課と打合せ後、充分注意し撤去・施工すること。
- ・解体材を運搬する際は、捨材の落下防止に努め道路通行に支障なきよう配慮する事。
- ・解体材を捨場に搬入する際は、事前に管理者へ必ず連絡すること。

2)工事写真について

- ・解体前の全景、解体中、搬出及び捨場の状況、解体及び整地完了後の全景写真を撮影すること。
- ・写真撮影の際、除却前後の状況が判断できるものとし、除却前後の方向を揃え比較しやすいものとする。
- ・請負業者は解体工事にあたり、看板等の設置、交通整理員の配置、危険防止の為の仮囲い等必要な措置を講じ安全確保に努めること。

3)建設リサイクル法について

- ・本工事は建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化実施が義務付けられた工事である。
- ・建設リサイクル法に係わる特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルトコンクリート)を用いた工作物等の解体においては、『建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律施工規則』に定められた方法により分別解体等をすること。
- ・建設リサイクル法に基づき届出が必要となる場合は、別記様式第一号と別表を作成し、監督員に提出すること。
- ・分別解体等を実施する者(下請け含む)は、建設業法の土木工事業、建設工事業、とび・土工工事業に係る第3条第1項の許可を受けた者か、解体工事業登録を受けた者が施工すること。
- ・また、解体工事登録を受けた物が分別解体を実施する場合は、分別解体等を実施する場所において解体工事業に係る登録等に関する省令に定められた解体工事業者登録票を掲示し、解体工事登録者が選任した建設リサイクル法に規定される技術管理者に、その分別解体等を監督させなければならない。
- ・分別解体等によって発生する特定建設資材廃棄物(コンクリート塊・発生木材・アスファルトコンクリート塊)は、産業廃棄物最終処理許可業者の処分場へ搬出し、再生資源化すること。
- ・落札業者は特定建設資材廃棄物について工事担当部署の審査完了後の契約とする。
- ・審査の内容については、別途協議書及び別記様式によるものとする。
- ・当該工事受注後速やかに別紙再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の必要事項を記載し工事監督員に提出すること。
- ・また、実施状況を把握し、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し工事完成後工事監督員に提出するとともに、1年間保存すること。
- ・当該工事による産業廃棄物は、平成18年10月施行の循環資源利用促進税の対象となるので、関係法規に則り、排出事業者の負担とする。

最終処分場への産業廃棄物の搬入時期	税率
平成18年10月01日から平成19年03月31日	330円／t
平成19年04月01日から平成20年03月31日	660円／t
平成20年04月01日から	1000円／t

4)解体工事の現場監理に関する既存資格について

- ・1級建設機械施工監理技士
- ・2級建設機械施工監理技士(第1種～第6種)
- ・1級土木施工監理技士
- ・2級土木施工監理技士(土木、薬液注入)
- ・1級建築施工監理技士
- ・2級建築施工監理技士(躯体)
- ・技術士(建設、総合技術監理(建設))
- ・技能士(とび1級、2級)
- ・解体工事施工技士

※最終的に必要な資格については、国土交通省の検討会において検討中。

5)解体工事における設計数量について

- ・解体工事における産業廃棄物処理等の設計数量については、概数とし、工事の実施において発生した実数において設計変更するものとする。
- ・設計変更における産廃処理の数量は、解体材の搬出が終了した時点において実績の集計表を作成し、伝票との照合により決定するので、すみやかに提出すること。

8・監督員による検査

・技術検査とは「標準仕様書」1.1.2(22)で「工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来栄えについて、発注者が定めた者が行う技術的な検査」と定義されているが、その実施については、「標準仕様書」1.6.2(a)で規定されているように工事検査と併せて行われるもの、中間技術検査として行われるもの及び事故等が発生した場合に行われるものの三つのタイプがある。となっている。

このうち、中間技術検査についてはその性格上工事の適切な時期に行必要があるため、他の技術検査と異なり受注者等の意見を聞いて検査日を決めることとなっている。

これについて、監督員が、工事を管理していく過程で行う検査・確認事項を決めることとなっている。次に上げるものほか、その他は監督員と協議するものとする。

監督員検査については、弟子屈町建築工事関係書類作成要領の段階確認書により行うものとし、結果・確認事項については工事施工協議簿にて内容確認することとする。

○本工事において、該当工程がある場合は、次の段階で中間検査を実施する。

該当	実施対象工程	実施時期
	仮設工事	位置出し完了時
	土工事	掘削完了時
	鉄筋工事	配筋完了時
	コンクリート配合	打設時
	コンクリート圧縮試験	四週強度試験時
	鉄骨工事	建て方完了時
	木工事	建て方完了時
	断熱工事	工程完了時
	配管工事	スリープ設置完了時
	耐火間仕切り工事	工程完了時
○	工程最終確認(必要による)	工程完了時
○	完成検査	工事完了時

公共建築工事標準仕様書1.5.4に基づくものとする。

・中間検査(監督員検査)等は段階確認書を用いて行う。

9・工事現場に掲げる標識

○工事標識

- ・道様式に準ずる。
 - ・請負人は、着工後速やかに公衆の見やすい場所に工事標識を掲示すること。

注1 設計及び工事監理を
設計事務所に委託した
場合、事務所名も併せて
記載すること。

○建設業の許可票

- ・建設工事の責任の所在を明確にすること等のため、「建設業法」第40条により、建設業者は、建設工事の現場ごとに、建設業許可に関する事項のほか、監理技術者等の氏名、専任の有無、資格者、資格者証交付番号等を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲げること。

建設業の許可票	
商号又は名称	
代表者の氏名	
主任技術者の氏名	専任の有無
資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は特定建設業の別	
許可を受けた建設業	
許可番号	国土交通大臣 許可()第 号 知事
許可年月日	

← 25cm以上 →

← 35cm以上 →

○労災保険関係成立票

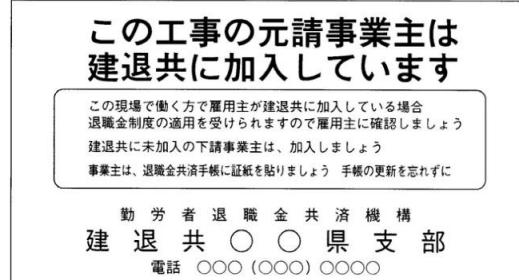
- ・「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施工規則」第77条により、労働保険成立票(様式第25号)を見易い場所に掲げること。
 - ・国土交通省令第106号(平成23年12月27日付け)により、大きさが縦25cm以上、横35cm以上に緩和されている。

(様式第25号)

※標識の仕様：縦長さ40cm 横長さ50cm 文字 黒 地色 白

○建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識

- ・建退共制度に加入した事業主は、この制度に対する下請の事業主と労働者の意識の向上を図るため、現場事務所及び工事現場の出入口等の見易い場所に下記の標識(シール)を掲示すること。



○施工体系図

- ・第3号様式で掲示すること。
- ・A3版以上程度の大きさで掲示すること。
- ・下請業者の選定ごとに更新すること。

(例)

The diagram illustrates a complex network of subcontractors involved in a construction project. At the top, there is a large box labeled "施工体系図 兼工事作業所災害協議会". Below it, a central box contains a flowchart with various boxes representing different roles and responsibilities. Surrounding this central box are several smaller boxes, each containing a list of names and roles, likely representing individual subcontractors or specific teams. The entire diagram is contained within a rectangular frame.

10・工事現場における安全管理・法定福利等について

- ・建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法令等に定めるところによるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編)に従うとともに、建築工事安全施工技術指針を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う灾害及び事故の防止、並びに労働者の労働環境の改善・法定福利の充実に努めること。
- ・建設産業においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険について、法定福利費を適正に負担しない企業(すなわち保健未加入企業)が存在し、技能労働者の医療、年金などの公的保証が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者はほど競争不利になるという矛盾した状況が生じているため、元請企業者は、請け負った工事の全般について下請企業も含め、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、雇用・労働条件の改善、福祉の充実等について充実に努めるものとし、下請企業に対しても指導・助言その他援助を行うよう努めるものとする。
- ・下請企業の保健加入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するため、施工体制台帳の記載事項及び再下請負通知書の記載事項に健康保険等の加入状況を追加すること等を内容とする建設業法規則の改正が行われ、各団体等が作成している健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の名称及び被保険者番号等の記載欄が追加となったため、作業員名簿を提出すること。
- ・元請企業においても保健加入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するため、着工時に健康保険、厚生年金保険及び雇用保険加入者名簿(下記 様式7)を提出すること。
- ・その他、「13.施工体制台帳の整備及び提出について」による

※社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインによる

提出日 年 月 日		住所		様式 7
		請負者	㊞	
		氏名		
健康保険、厚生年金保険及び雇用保険加入者名簿				
番号	ふりがな 氏名	社会保険	社会保険	社会保険
1		健康保険 ※1	年金保険 ※2	雇用保険 ※3
2				
3				
4				
5				
6				

※1 上段に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設公団、国民健康保険)、下段に健康保険被保険者証の番号の下4桁た(番号が4桁以下の場合は、当該番号)を記載。上記の保健に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、上段に「適用除外」と記載。

※2 上段に年金保険の名称(厚生年金、国民年金等)を記載。各年金の受給者である場合は、上段に「受給者」と記載。

※3 下段に被保険者番号の下4桁たを記載。(自労働被保険者の場合には上段に「自労健」と記載)事業者である等により雇用保険の適用除外である場合には上段に「適用除外」と記載。

11.工事写真等

○工事写真用黒板

- ・道様式(旧土現様式)に準ずる
- ・基本的に日付は記入すること。
- ・その他事項は国土交通省大臣官房
官庁営繕部監修の「工事写真の撮り
方」によるものとする。

工事名	
工 種	
撮影月 日	月 日
位 置	
設計寸法	
実測寸法	
立会監督員	

○工事完成写真提出の注意事項

- ・完成写真には黒板は入れないこと。
- ・着工前と完成時の写真を2部提出すること。
- ・その他事項は北海道建設部建築局の「営繕工事契約関係書類添付用写真作成の手引き」
に準ずるものとする。

12.技術者等の適正な配置に関する注意事項

○監理技術者の指定

- ・建設業法の規定により、特定建設業者が元請として外注総額4千万円以上となる工事を発注者から直接請け負う場合、現場に配置しなければならない技術者のことである。元請であっても同4千万未満の現場、下請工事などには主任技術者の配置でよい。なお、4千万円の金額区分は、建築一式工事の場合は6千万円となる。
- ・個人住宅を除いて、請負金額3千5百万円(建築一式工事の場合は7千万円)以上の場合は、その現場に配置された監理技術者は専任常駐の義務があり、他の工事との兼任はできない。主任技術者でよい現場、下請工事であっても同様。
- ・監理技術者として現場に配置するときは、監理技術者資格証を所持した技術者の内、工期のどの期間から見ても前五年以内に受講済みを証した監理技術者講習修了証を所持した者をあてなければならない。
- ・資格要件
1級国家資格者(建築士・各施工管理技士・技術士など)、大臣特別認定者

○主任技術者

- ・建設業法の規定により、外注総額4千万円未満の元請工事現場、および下請負に入る建設業者が現場に配置しなければならない技術者である。なお、ここでの4千万円の金額区分は建築一式工事の場合は6千万円となる。
- ・請負金額5百万円未満で、建設業許可を取得していない者が行う小規模の場合は、主任技術者の配置の必要はない。ただし、建設業許可を取得している者であれば、請負金額5百万円未満であっても主任技術者の配置は必要である。
- ・公共性のある工作物に関する重要な工事については、その現場ごとに専任(現場に常駐し、他の工事とのかけもち不可)の義務があり(建設業法第26条第3項)、「公共性のある工作物に関する重要な工事」とは、元請下請を問わず請負金額3千5百万円(建築一式工事の場合は、7千万円)以上で建設業法施行令27条1項各号に列挙された工事であり、個人住宅除くほとんどすべての工事に、専任の主任技術者の配置が必要となる。
- ・資格要件
1級国家資格者、2級国家資格者、実務経験者(実務経験10年以上、あるいは、建設関係の所定学科を修め高校卒業後5年以上、又は大学卒業後3年以上の実務経験を経たもの。)

○現場代理人

- ・建設業法第19条の2及び契約約款第11条の2の規定により、工事現場に常駐し工事現場の取締りを行い、工事の施工に関する一切の事項を請負者に代わって処理する現場代理人を配置することとなっている。
- ・「常駐」とは、当該工事のみ担当していることだけでなく、工事期間中、特別の理由がある場合

を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理を行い、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないようにしなければならない。

- ・現場代理人は工事現場に常駐を要することから、特別な場合を除いて他の工事と重複して現場代理人となることはできない。また、営業所等における専任の技術者及び経営業務の管理責任者は、現場代理人となることはできない。
- ・現場代理人の資格要件に関しては、特別な資格は必要無いが、技術者及び現場代理人等について、所属する会社と直接かつ恒常的な雇用関係を保証するため次のいずれかの書類の写しを配置技術者の届出と同時に提出し監督員の確認を受けること。なお、専任の場合は、公告日または入札日(随意契約の場合にあっては見積書の提出日)以前に3ヶ月以上の雇用関係が必要である。

○兼任の対象となる工事

- ・その片方の請負代金額が3,500万円未満(建築一式工事は7,000万円未満)
- ・工事場所が原則、同一市町村内であり、10km程度圏内であること。
- ・一の現場代理人が管理できる工事の数は、原則2件程度とする。
- ・一の主任技術者が管理できる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。
- ・受注者の社員等で確実に連絡の取れる連絡員を定めること。「**現場代理人の兼任届**」
- ・監理技術者には適用されない

※建設工事の技術者の専任等に係る取扱い(平成25年2月5日付け国土交通省通知)による。

※現場代理人の兼任に関する取扱いについて(平成25年3月28日付け北海道建設部長通知)による。

○工事現場における監理技術者等の専任の基本的な考え方

- ・監理技術者等は、公共性のある工作物に関する重要な工事については、より適正な施工の確保が求められるため、工事現場ごとに専任の物でなければならない。
(建設業法第26条第3項)
- ・「公共性のある工作物に関する重要な工事」とは、次の各号に該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が3千5百万円(建築一式工事の場合は7千万円)以上のものをいう。
(建設業法施行令(昭和31年政令第273号。以下、「令」という。)第27条)
 - ①国又は地方公共団体が注文者である工作物に関する工事
 - ②鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道に関する工事
 - ③電気事業用施設(電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設をいう)又はガス事業用施設(ガス事業の用に供するガスの製造又は供給のための施設をいう)に関する工事
 - ④学校、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設、集会場、図書館、美術館、博物館、陳列館、教会、寺院、神社、工場、ドック、倉庫、病院、市場、百貨店、事務所、興行場、ダンスホール、旅館業法第2条に規定するホテル、旅館若しくは下宿、共同住宅、寄宿舎、公衆浴場、鉄塔、火葬場、と畜場、ごみ若しくは汚物の処理場、熱供給事業法第2条第4項に規定する熱供給施設、石油パイプライン事業法第5条第2項第2号に規定する事業用施設又は電気通信事業法第12条第1項に規定する第一種電気通信事業者がその事業の用に供する施設に関する工事
- ・※監理技術者制度運用マニュアルより抜粋

○技術者及び現場代理人の確認資料

- ・直接的かつ恒常的な雇用関係を証するもの
 - ①監理技術者資格者証(表・裏)の写し ※所属業者名が記載されていること。
 - ②健康保険被保険者証の写し
 - ③住民税特別徴収税額(変更)通知書の写し
 - ④雇用保険者証の写し
 - ⑤源泉徴収簿の写し
- ・配置技術者の資格を証明するもの
 - ①監理技術者
 - 1.監理技術者資格者証(表・裏)の写し
 - 2.監理技術者講習終了証の写し
 - ②主任技術者
 - 1.資格証明証の写し(国家資格を有する技術者は提出)
 - 2.経歴書(実務経験による技術者の場合)

・原則この表による。

		専任を要しない工事(注1)			専任を要する工事(注2)		
		現場代理人	主任・監理技術者	営業所の選任技術者・経営業務の監理責任者	現場代理人	主任・監理技術者	営業所の選任技術者・経営業務の監理責任者
同一工事	現場代理人		兼務可	兼務不可		兼務可	兼務不可
	主任・監理技術者	兼務可		兼務可(注3)	兼務可		兼務不可
	営業所の選任技術者・経営業務の監理責任者	兼務不可	兼務可(注3)		兼務不可	兼務不可	
別途工事	専任を要しない工事(注1)	現場代理人	兼務不可(注4)	兼務不可	兼務不可	兼務不可(注4)	兼務不可
		主任・監理技術者	兼務不可	兼務可	兼務可(注3)	兼務不可	兼務不可
	専任を要する工事(注2)	現場代理人	兼務不可(注4)	兼務不可	兼務不可	兼務不可(注4)	兼務不可
		主任・監理技術者	兼務不可	兼務不可	兼務不可	兼務不可	兼務不可

注1.監理技術者又は主任技術者の選任を有しない工事とは、請負金額が3,500万円(建築一式工事き7,000万円)未満の工事

注2.監理技術者又は主任技術者の選任を有する工事とは、請負金額が3,500万円(建築一式工事き7,000万円)以上の工事

注3.営業所の選任技術者、経営業務の監理責任者が兼務できるのは、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡が取れる体制にある場合

注4.同一現場等、特別な場合にのみ現場代理人を兼務することが可能となる

○公共工事の品質確保に向けた取り組みについて

・社内検査の徹底

請負者による自主施工の原則に鑑み、請負者が実施する社内検査を徹底することで、品質確保に対する請負者の自己責任の向上を促し、より一層の品質確保を図る

対象工事	下請総額4千万未満 監理技術者の配置を必要としない工事	下請総額4千万以上 (監理技術者の配置を必要とする工事)
資格要件	監理技術者の配置を必要としない工事現場代理人、主任技術者以外の者で、請負人があらかじめ指定した職以上にある者(社外の者でも可)	現場代理人、主任技術者、監理技術者以外の者で、10年以上の現場経験を有し、かつ、技術士又は1級建築施工管理技士の資格を有した者、またはこれと同等以上の能力と経験を有する者(社外の者でも可)
実施基準	主要な施工の区切り、工事の重要な部分(監督員と協議し、施工計画書により計画する。	主要な施工の区切り、工事の重要な部分(監督員と協議し、施工計画書により計画する。
検査結果	その都度、提示 検査時に提示	その都度、提示 検査時に提示
報告様式	所定の様式(社内検査報告書)	所定の様式(社内検査報告書)

・社内検査員の選定報告

社内検査員は着工時に選定を行い、社内検査員選定通知にて報告すること。
必要な資格証等を添付すること。

○監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等について

※国土交通省-四国地方整備局HPより

○作業主任者が必要な業務概要一覧

	作業主任者の管理を必要とする業務内容	作業主任者名 (必要な資格)	関係条文
1	高圧室内作業	高圧室内作業主任者 (免許)	高圧則10条
2	アセチレン溶接装置またはガス集合溶接装置を用いて行う 金属の溶接、溶断または加熱の作業	ガス溶接作業主任者 (免許)	安衛則314条
3	機械集積装置若しくは運材索道の組立て、解体、変更若しく は修理の作業またはこれらの設備による集材若しくは運材の 作業	林業架線作業主任者 (免許)	安衛則513条
4	ボイラーの取扱いの作業	ボイラー取扱作業主任者 (技能講習)	ボイラー則24条
5	放射線業務に係る作業	エックス線作業主任者 (免許)	電離則46条
6	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の作業	ガンマ線透過写真撮影作業 主任者(免許)	電離則52条の2
7	木材加工機械を5台以上有する作業場において行う当該機 械による作業	木材加工機械作業主任者 (技能講習)	安衛則129条
8	動力によりプレス機械を5台以上有する作業場において行う 当該機械による作業	プレス機械作業主任者 (技能講習)	安衛則133条
9	乾燥設備のうち危険物等に係る設備で、内容積が1m ³ 以上 のもの。熱源として燃料を使用するものまたは熱源として動 力を使用するもの	乾燥設備作業主任者 (技能講習)	安衛則297条
10	コンクリート破碎器を用いて行う破碎の作業	コンクリート破碎器作業主任 者(技能講習)	安衛則321条の 2
11	掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削作業	地山の掘削作業主任者 (技能講習)	安衛則359条
12	土止め支保工の切りばりまたは腹おこしの取付けまたは取り はずしの作業	土止め支保工作業主任者 (技能講習)	安衛則374条
13	ずい道等またはこれに伴うずり積み、ずい道支保工の組立 て、ロックボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付作業	ずい道等の掘削等作業主任 者(技能講習)	安衛則383条の 4
14	ずい道等の覆工の作業	ずい道等の覆工作業主任者 (技能講習)	安衛則383条の 2
15	掘削面の高さが2m以上となる採石法第2条に規定する岩石 の採取のための掘削の作業	採石のための掘削作業主任 者(技能講習)	安衛則403条
16	高さが2m以上のはいのはい付け又は、はいくずしの作業	はい作業主任者 (技能講習)	安衛則428条
17	船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、または船舶において荷 を移動させる作業	船内荷役作業主任者 (技能講習)	安衛則450条
18	型枠支保工の組立てまたは解体の作業	型わく支保工組立て等作業 主任者(技能講習)	安衛則246条
19	つり足場、張り出し足場又は、高さが5m以上の構造の足場の 組立て又は、解体の作業	足場の組立て等作業主任者 (技能講習)	安衛則565条
20	建築物の骨組み又は、塔であって、金属製の部材により構 成されるものの組立て、又は解体の作業	鉄骨の組立て等作業主任者 (技能講習)	安衛則517条の 4
21	橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるも のの仮設、解体又は変更の作業	鋼橋架設等作業主任者 (技能講習)	安衛則517条の 8
22	建築基準法施行令に規定する軒の高さが5m以上の木造建 築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは 外壁下地の取付けの作業	木造建築物の組立て等作業 主任者(技能講習)	安衛則517条の 12
23	コンクリート造りの工作物の解体又は破壊の作業	コンクリート橋架設等作業主 任者(技能講習)	安衛則517条の 17
24	橋梁の上部構造であって、コンクリート造りのものの架設また は変更の作業	コンクリート造りの工作物の解 体等作業主任者(技能講 習)	安衛則517条の 22
25	ボイラーの据付けの作業	ボイラー据付工事作業主任 者(技能講習)	ボイラー則62条
26	第1種圧力容器の取扱いの作業	第一種圧力容器取扱作業 主任者(技能講習)	安衛則517条の 8
27	特定化学物質等を製造し、または取り扱う作業	特定化学物質等作業主任 者(技能講習)	特化則27条
28	鉛業務に係る作業	鉛作業主任者 (技能講習)	鉛則33条
29	四アルキル鉛等業務に係る作業	四アルキル鉛作業主任者 (技能講習)	四鉛則14条
30	酸素欠乏危険場所における作業	第一種、第二種酸素欠乏危 険作業主任者(技能講習)	酸欠則11条
31	屋内作業タンク、船倉若しくは坑の内部その他の労働省令 で定める場所において有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務 で、労働省令で定めるものに係る作業	有機溶剤作業主任者 (技能講習)	安衛則517条の 8
32	石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤 その他の物を取り扱う作業、試験研究のため製造する作業	石綿作業主任者 (技能講習)	石綿則20条

○作業主任者が必要な業務等について

- ・作業主任者とは、労働安全衛生法とその関連法令により定められた労働災害防止のための制度である。
また、主任者となるための技能講習を修了した者や免許を受けた者すなわち資格者のこと、あるいは資格そのものを指すこともある。
- ・事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とするもので、政令で定めるものについて、作業主任者を選任しなければならない。(労働安全衛生法第14条)
- ・作業主任者は、作業に従事する労働者の指揮のほか、機械・安全装置の点検、器具・工具等の使用状況の監視等の職務を行う。事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等して、周知させなければならない。(労働安全衛生法第18条)
- ・事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とするもので、政令で定めるものについて、作業主任者を選任しなければならない。(労働安全衛生法第14条)
- ・事業者から作業主任者に専任されるには、当該業務に関連する定められた都道府県労働局長の免許を所持するか、又は都道府県労働局長等が行う技能講習を修了していなければならない。
- ・作業主任者の資格が免許によるものか技能講習によるものかは、労働安全衛生規則別表第一に規定されている。

13.施工体制台帳の整備及び提出について

- ・「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置、適正な金額での契約の締結等のための措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とする。となつており、第五章・施工体制の適正化・第15条により、公共工事の受注者は建設業法第二十四条の七第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳を作成しなければならないこととされているものは、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない。
- ・建設産業においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険(以下「社会保険」という。)について、法定福利費を適正に負担しない企業(すなわち保険未加入企業)が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。
また、平成26年9月30日に改正された公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成13年3月9日閣議決定)においては、「公平で健全な競争環境を構築する観点からは、社会保険に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要である。このため、法令に違反して社会保険に加入していない建設業者について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な対策を講ずるものとする」ほか、「元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする」とされたところである。
- ・これらのことにより、弟子屈町としても、「建設産業の再生と発展の方策2011」(平成23年6月23日建設産業戦略会議取りまとめ)及び中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ(平成24年1月27日)において示されているとおり、建設産業全体としての枠組みを整備し、行政、元請企業及び下請企業が一体となって取り組んでいくことが必要であると考え、この目標を達成するため、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にしたものであり、弟子屈町における公共工事においては、平成28年度より、一次下請け以下の下請業者においても社会保険等の加入率100%を目指すよう努力することとする。

14.技能士重用の取り組みについて

- ・北海道では、技能士(技能検定試験の合格者)の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、労働者の技術・技能を向上させ、道内産業・経済の一層の振興を図ることを目的として、技能士の重要な取り組みであります。このことにより、弟子屈町においても発注する建築工事について、特記仕様書において技能士による施工を求めています。

〈対象職種〉表14-1

区分	内容
建築工事 26職種	型枠施工、鉄筋施工、防水施工、内装仕上施工、サッシ施工、ガラス施工、表装、建築板金
	スレート施工、石材施工、建築大工、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、ALCパネル施工
	カーテンウォール施工、造園、樹脂接着剤注入施工、コンクリート圧送施工、れんが積み施工
	冷凍空気調和機器施工、建築配管、熱絶縁施工、建築板金(ダクト施工)

- ・技能士の適用は表14-1とし、従事する技能士の氏名・職種及び資格を記載した書面により報告する。
ただし、作業の警備なものは、監督員との協議により省略することができる。
- ・技能士は職業能力開発促進法による1級、2級若しくは単一等級の資格を有し、地域技能士会の発行する資格証明書または、技能検定合格証の写し或いは、技能士手帳の写しを従事する技能士の氏名・職種及び資格を記載した書面に添付する。
- ・技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う。